

会 則

神奈川県ボールルームダンス連盟

第 1 章 総 則

第1条(名称)

本連盟は、神奈川県ボールルームダンス連盟(略称をKBDFとし、以下本連盟という)という。

第2条(事務所)

本連盟の事務所は、神奈川県横浜市神奈川区神奈川本町5-3 第3小野ビル・ダイヤモンドマンション1階に置く。

第3条(目的)

本連盟は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟(略称をJBDFとし、以下JBDFという)の加盟団体として、JBDF加盟団体規定(以下加盟団体規定という)を遵守し、加盟団体規定第6条に掲げられる全ての職務を所管すると共に、一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟(略称をJBDF東部とし、以下JBDF東部という)の定款第5条の協力団体としての責務を果たす。併せて、会員相互の理解と親睦を図り、ボールルームダンスの技能ならびにその知識及び技術の習得に励み、もってボールルームダンスの健全な発展と普及に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①JBDFの行う、資格認定試験と各種認定試験の講習、及び試験。
 - (イ)プロフェッショナルダンス教師資格認定試験の講習及び試験
 - (ロ)アマチュアダンス指導員資格認定試験の講習及び試験
 - (ハ)プロフェッショナルダンス教師資格昇級試験の講習及び試験
 - (二)アマチュアダンス指導員資格昇級試験の講習及び試験
 - (ホ)採点管理者認定試験の講習及び試験
 - (ヘ)試験審査員の資格認定試験
- ②JBDFの認定する、登録認定教室の管理。
 - ③JBDF公認のジュニアスクール開校の認定及び指導員の育成。
 - ④JBDF公認の選手権、及びJBDF東部公認の選手権、及び各種競技会。
 - ⑤本連盟の中に審査員会を置き、本連盟主催及び主管で開催する全ての公認競技会、JBDFの行う資格認定試験と各種認定試験の試験及び講習会、アマチュア技術検定試験、その他競技会に於ける審査員・試験審査員・検定委員の審査員会業務を行う。
審査員規定・試験審査員規定・検定委員規定・主催行事に於ける審査員規定を別に定める。
 - ⑥一般社団法人日本ダンス技術検定機構(略称 NDLSとし、以下、NDLSという)に関して次の業務を行う。

(イ)アマチュア技術検定試験の実施

(ロ)登録教室の著作権に関すること

- ⑦教室経営に関する情報の意見交換、及び資料等の収集。
- ⑧各種の審査員、並びに検定委員の育成及び認定等の事業。
- ⑨公認競技会、その他事業における音楽著作物利用に関する調査及び、音楽著作権使用料の申請業務。
- ⑩会員の品位の保持、及びボールルームダンスに対する社会一般の理解と信頼を高める為に必要な、広報・普及及び啓蒙宣伝を目的とした事業。
- ⑪その他、目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

第5条(会員の種類)

本連盟会員の種類は次の通りとする。

- ①正会員
- ②準会員
- ③登録会員
- ④名誉会員

第6条(会員の資格)

本連盟の正会員は、次の何れかの資格を有する者で理事会の承認を受けた者とする。

- ①登録教室の経営者で本連盟の趣旨目的に賛同した者。
- ②JBDFの行う、プロフェッショナルダンス教師資格認定試験に合格し、その認定を受けている者で、本連盟の趣旨目的に賛同した者。
- ③JBDFの行う、アマチュアダンス指導員資格を有し、その認定を受けた者、及びアマチュアダンス愛好家で本連盟の趣旨目的に賛同した者。

2、本連盟の準会員は次の何れかに該当する者とする。

- ①本連盟の登録教室に所属勤務をし、その経営者より登録申請の有った者。
但し、準会員年会費を納入した年度のみ準会員としての権利を有する。
- ②本連盟の登録会員で、本連盟の登録教室に所属勤務していない者で準会員登録を希望する場合には、別に定めた準会員入会金及び年会費を添えて登録申請を行い、理事会の承認を得た者。
但し、準会員年会費を納入した年度のみ準会員としての権利を有する。

3、本連盟の登録会員は次の何れかに該当する者とする。

- ①JBDFの行う、アマチュアダンス指導員資格認定試験に合格し、JBDF本部の規定により神奈川県に登録された者。
- ②JBDF東部所属の現役登録選手。
(イ)JBDF東部所属の登録選手で、JBDF東部プロフェッショナル選手会、J神奈川ブロックに所属の現役選手

(ロ)JBDF東部所属のアマチュアの選手で、本連盟に選手登録をしている現役選手

4、名誉会員は本連盟に特別な功績を残し理事会から推薦を受け、会員総会で承認を得た者。

第7条(会員の権利義務)

正会員は、会員総会において自由な発言と議決権を有すると共に、本連盟が行う事業への参加はもとより、事業について平等の義務を負い、又利益を享受する権利を有する。

2、会員は協力して本連盟の権威を高め、又連盟の発展に努めなければならない。

3、正会員、及び準会員は別に定める会費(年会費)を納入する義務を負う。

又、併せて登録教室への登録申請、審査員会への登録申請を行う会員は、別に定める新規登録料、及び毎年度ごとに継続登録料を納入する義務を負う。

4、準会員は理事会の承認を得て、各事業に参加することが出来る。

5、原則として、正会員及び準会員で無ければ各事業に参加することが出来ない。

6、登録会員は、第6条2項により準会員となることが出来る。

7、登録会員はそれぞれの上部組織(アマチュア・ダンス指導員はJBDF本部、選手はJBDF東部)からの使命により当連盟に協力をする事が出来る。

8、正会員の役職顧問には各種登録料を除き年会費は発生しないものとする。

第8条(会員の入会、退会及び休会)

正会員及び準会員として本連盟に入会しようとする者は、それぞれ所定の入会申請書に別に定める入会金を添え理事会に提出し、その承認を得なければならない。

2、正会員入会申請に際しては本連盟正会員2名の推薦を必要とする。

3、準会員入会申請に際しては登録教室の経営者が推薦し、これを行うものとする。

4、本連盟を退会する正会員及び準会員は、所定の退会届を理事会宛に提出するものとする。

5、病気、事故、その他やむを得ない事由で、会員としての権利義務を履行出来ないときは、休会することが出来る。

6、休会しようとする者は、所定の休会届を理事会宛に提出し、その承認を得なければならない。

7、休会の会員は会費を免除される。

8、休会の会員は会員としての権利を行使する事が出来ない。

9、休会は3年を限度とし、再度休会の手続きが無い場合は退会扱いとする。

10、登録会員は、第6条3項により自動的に会員となり、又資格の消滅により自動的に会員名簿から削除される。

第9条(除籍・除名・退会の勧告)

正会員が再三の督促にもかかわらず1年以上会費を滞納したときは、理事会に報告して除籍することが有る。

2、除籍された者は未納分の会費を納入し、理事会の承認を得て複会することが出来る。

3、会員が本連盟の名誉を著しく毀損、又は本連盟の趣旨目的に違反する行為が有った時は、理事会で議決し、会員総会において除名することが出来る。

4、会員が会員としての義務を履行せず、ルール違反の言動が続くときは理事会及び会員総会の議決により退会の勧告をすることが出来る。

尚、退会の勧告するにあたり、その会員に対し理事会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 登録教室

第10条(登録の意義・目的)

登録教室として健全な教室経営を目指し、経営に関する知識及び技術習得に励み、教室の資質の向上と品位の保持等の活動を行うと共に、登録教室相互の理解と親睦を図ることを目的とする。

第11条(登録教室の入会)

本連盟の正会員が経営する教室は、別に定める登録教室規定により、理事会の承認を受け登録教室となる事が出来る。

第12条(登録教室の権利義務)

登録教室は、本連盟の行う事業への参加はもとより、事業について平等の義務を負い、又利益を享受する権利を有する。

- 2、登録教室は、本連盟の権威を高め、又連盟の発展に努めなければならない。
- 3、登録教室は、別に定める登録料を毎年納入する義務を負う。
- 4、登録教室は、事業所内で使用する音楽著作物利用に関し当連盟を通し、音楽著作権使用料の団体契約をすることが出来る。
- 5、登録教室経営者は、自身の経営する教室で働く本連盟の登録会員を準会員として推薦することが出来る。
- 6、技術検定試験の受験申込、KBDF杯競技会の出場申込、ダンス祭の出演申込、その他連盟で行う各種行事への参加申込は原則として登録教室からでなくては出来ない。

第13条(登録教室運営推進委員会)

登録教室の経営者全てにより登録教室運営推進委員会を組織し、次の業務を行う。

- ①教室経営に関する資料及び情報の収集。
 - ②教室経営に関する情報交換及び勉強会の実施。
 - ③登録教室の品位の保持、及びボールルームダンスに対する社会一般の理解と信頼を高めるために必要な、広報・普及及び啓蒙宣伝を目的とした業務。
- 2、登録教室運営推進委員会は必要に応じて定期的に開催するものとする。
 - 3、委員会の招集は、登録教室運営推進委員会委員長が行うものとする。

第14条(登録教室の退会)

登録教室が移転、又は廃業する場合には所定の移転届、又は退会届を理事会宛に提出するものとする。

- 2、廃業する場合には、併せて音楽著作権協会宛に廃業届を提出しなければならない。

第15条(登録教室の除籍・退会の勧告)

登録教室が再三の督促にもかかわらず1年以上会費を滞納したときは、理事会に報告して除籍することが有る。

- 2、除籍された登録教室が未納分の登録料を納入し、理事会の承認を得ることにより復帰登録することが出来る。
- 3、登録教室が、繰り返してのルール違反や義務を履行しないとき、又は本連盟の趣旨目的に違反する行為が有った時は、理事会及び会員総会の議決により退会の勧告をすることが出来る。

尚、退会の勧告するにあたり、その登録教室に対し理事会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

4、登録教室が、退会した場合には自動的に音楽著作権使用料支払の団体契約から外れる。

第4章 役員

第16条(役員の種類)

本連盟には次の役員を置く。

- | | |
|--------|---------------------|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 3名以内(会長推選1名を含む) |
| ③部長 | 10名以内 |
| ④理事 | 35名以内(会長、副会長、部長を含む) |
| ⑤監事 | 2名以上3名以内 |
| ⑥顧問 | 若干名 |
| ⑦相談役 | 若干名 |
| ⑧常任代議員 | 若干名(顧問、相談役、会長、副会長) |

第17条(選任)

理事は、正会員歴7年以上の正会員の中から会員総会において選出される。

2、理事の選出方法は、別に定める選挙管理委員会規定に基づき選任する。

3、会長、副会長は顧問、相談役を含めた理事会構成員の中から理事会において選出する。

4、部長は、理事の中から会長及び副会長の推薦選出により理事会の承認を得て選任される。

5、監事は、正会員歴10年以上の正会員の中から会員総会において選出される。

6、顧問、相談役は、会長の推薦により理事会にて承認を得て選任される。

7、常任代議員は、顧問、相談役、会長及び副会長職に就任と同時に選任される。

8、役員は、本連盟と類似する他団体の役員を兼ねることは出来ない。

第18条(選挙管理委員会)

会員総会に於いて選出される理事及び監事、並びに役員選出の選挙を想定し理事会は、改選を行う総会開催日の90日前までに選挙管理委員会の設置を行う。

2、理事及び監事、並びに役員の選出方法は、別に定める選挙管理委員会規定に基づき選出する。

3、選出の方法、その他に付いては当該総会までに選挙管理委員会が立案し、理事会の承認を得て職務を行い、当該総会の承認を得て実行する。

第19条(役員の職務)

会長は、本連盟を代表し会務を総理する。

2、副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時は会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

3、部長は、各運営部の長の職務を行う。

4、理事は、理事会を組織し会員総会に次ぐ決議機関とし会務を議決する。

- 5、監事は、本会の会計を監査し、業務の執行を監督する。
- 6、顧問は、重要事項について会長の諮問に応じて意見を述べ、または会長に対して建議を行うことが出来る。
- 7、相談役は、会長の相談に応じて意見を述べることが出来る。
- 8、常任代議員は、常任代議員会を設け理事会からの諮問事項、及び連盟の危機等重要事項が発生した時に対応策を打ち出す。

第20条(任期)

- 顧問を除く役員の任期は2年とする。
- 2、役員は再任されることが出来る。

第21条(定年)

顧問、相談役、常任代議員、及び監事を除く役員の定年は原則として満年齢75歳を迎えた年の年度末とする。

第22条(運営部及び委員会)

本連盟の運営を円滑に遂行するため、次の各運営部を置く。

- ①技術部
- ②渉外部
- ③会員管理部
- ④普及広報部
- ⑤経理部
- ⑥総務部
- ⑦その他、理事会で必要と認めた部

- 2、本連盟の会務を円滑に遂行するため、必要に応じて推進委員会を置くことが出来る。
- 3、本連盟の事業を円滑に遂行するため、必要に応じて実行委員会を置くことが出来る。
- 4、各運営部及び各委員会の詳細は、別に定める運営部・委員会規定に定める。

第23条(役員の解任と補充)

任期中の役員が心身の故障その他の事由により、また役員たるにふさわしくない行為があったときは、正会員総数の3分の2以上の賛同を得てこれを解任することが出来る。

- 2、役員に欠員が生じ、その任期が残存する時、またはその役職がどうしても欠かすことが出来ない場合を除き、原則として補充しないものとする。

第24条(役員の報酬)

役員の報酬は別に定めた通り、年度末に支払う。

第 5 章 会 議

第25条(会議の種類)

本連盟の会議を次の通りとする。

- ①会員総会

- ②理事会
- ③運営部長・委員長会議
- ④各運営部会
- ⑤各委員会
- ⑥常任代議員会
- ⑦必要に応じて理事会が設置する実行委員会
- ⑧必要に応じて理事会が設置する小委員会

第26条(会員総会)

本連盟の最高決議機関である会員総会は正会員を持って構成し、定時会員総会と臨時会員総会とする。

- 2、定時会員総会は、毎年、年度終了から2ヶ月以内に会長が召集する。
- 3、臨時会員総会は、会長がその開催を必要と認めたとき、又は正会員の2分の1以上から署名のある会員総会召集の請求があったとき、その20日以内に会長が召集する。
- 4、会員総会の招集は、その10日前までに付議する事項、開催の日時、開催場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

第27条(会員総会の議決権)

会員総会の議決権の行使は、出席正会員1人1票とし、出席正会員の過半数をもって議決する。

- 2、議決権の行使は、やむをえず出席できないときは署名捺印のある委任状をもってすることが出来る。
- 3、委任者の指名の記載がない、いわゆる白紙委任状については提議に賛同したものとする。
- 4、委任状による役員選挙の投票を認め、方法は別に定める選挙管理規定によるものとする。
- 5、会員総会の議長は、出席会員の中から会長が提議し、その都度会員総会で選任する。

第28条(会員総会の定足数)

会員総会は正会員の2分の1以上(委任状出席を含む)の出席がなければ会員総会を開き、議決することは出来ない。

第29条(会員総会の議決事項)

会員総会は次の事項を議決する。

- ①事業報告及び収支決算の承認
- ②事業計画案及び収支予算案の承認
- ③財産及び貸借に関する事項
- ④会則の変更
- ⑤理事の選出及び承認
- ⑥役員(監事・会長・副会長)の選任及び承認
- ⑦その他、理事会で提議し必要と認めた事項
- ⑧会員の動議を議長が付議することを採択した事項

第30条(会員総会の議決)

会員総会は、出席者(委任状も含む)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

- 2、ただし、本連盟の解散及び他団体との合同については、出席者の4分の3の賛同を要するものとする。

第31条(会員総会の結果と通知)

毎会員総会ごとに議事録を作成し、保存するとともにその議事録の内容及び議決した事項を全ての正会員に通知しなければならない。

2、会員総会の議事録署名人は、出席正会員の中から2名以上3名未満を選任する。

第32条(理事会の召集)

理事会は、開催日の10日前までにその日時、場所、議題を記載した書面をもって会長が召集する。

2、但し、緊急を要する時は、その限りではない。

第33条(運営部長・委員長会議の召集)

運営部長・委員長会議は、開催日の10日前までにその日時、場所、議題を記載した書面をもって、会長が召集する。

2、但し、緊急を要する時は、その限りではない。

第34条(理事会の議決権と定足数)

理事会は理事の2分の1(委任出席を含む)以上の出席をもって成立する。

2、理事会に、やむをえず出席できないときは記名捺印のある委任状をもってすることが出来る、但し委任状での議決権はないものとし、当該理議会の全ての提議に賛同したものとする。

第35条(理事会の議決事項と職務)

理事会は原則として月に1度開催し、次の事項を議決する。

- ①会員総会に提出する議案の決定
- ②会員の入退会に関する事項
- ③運営部長・委員長会議からの提議事項
- ④各委員会からの提議事項
- ⑤その他、理事会で議決を必要とする事項

第36条(議事録の作成)

毎理事会ごとに議事録を作成し、その議事録を本連盟事務所に保管する。

2、理事会の議事録署名人は、原則として出席理事の中から1名と会長の2名とする。

第37条(各会議の構成)

各会議の構成員は次の通りとする。

- ①会員総会は正会員を持って構成する。

尚、準会員、及び傍聴を希望する登録会員は事前に理事会の承認を得てオブザーバーとして出席することが出来る。

- ②理事会は理事をもって構成する

- ③運営部長・委員長会議は会長、副会長、運営部長、委員長をもって構成する。

尚、運営部長及び委員長が、やむを得ず出席できない場合は、原則として代理を出席させなければならない。

- ④監事は全ての会議に出席することができる。

- ⑤顧問、相談役は全て会議に臨むことが出来る。

第6章 事業年度及び会計年度

第38条(事業及び会計年度)

本連盟の事業年度、及び会計年度は、毎年1月1日より始まり12月31日に終わる。

第39条(資産)

本連盟の資産は次の通りとする。

- ①財産目録に記載する固定資産及び流動資産
- ②入会金、会費、及び登録料収入
- ③資産から生ずる収入
- ④事業収益金
- ⑤寄付金品
- ⑥その他の収入

第40条(資産の管理)

本連盟の資産は会長が理事会と協議し管理する。

第41条(借入金)

本連盟が借入金をするときは、理事会の承認を必要とする。

第42条(事業計画及び予算の編成)

本連盟の事業計画及び、これに伴う収支の予算は、理事会が作成し会員総会の議決を得るものとする。

第43条(事業報告及び収支決算)

本連盟の事業報告およびこれに伴う収支の決算書は、理事会が作成し監事の監査を経て会員総会の議決を得るものとする。

第44条(日常の会計処理)

本会の日常会計の処理方法については、税理法に基づく。

第 7 章 賞罰及び慶弔見舞金

第45条(表彰)

本連盟正会員にして人格に優れ、他の範となると同時に本会の目的達成に特に功績のあった者は、理事会の決議により表彰を行う。

第46条(慶弔見舞金)

本連盟正会員の慶弔に対して、別に定めた通りの慶弔見舞金を支払う。

2、他社会の慶弔に対して、別に定めた通りの慶弔見舞金を支払う。

第47条(罰則)

本連盟会員が次の事項1つに該当する行為をなしたときは、資格停止又は除名されることがある。

- ①本連盟の面目を毀損した者
- ②本連盟の統制を乱した者
- ③会員たる義務を怠った者
- ④刑事事件によって起訴された者

第48条(罰則の施行)

前条(第47条)の規定は、理事会の決議をもって行い、後日の会員総会に於いて承認を得るものとする。

第 8 章 改 廃

第49条(改廃)

本会則は、会員総会出席者の3分の2以上の賛成がなければ加除改廃することが出来ない。

第 9 章 附 則

第50条(会則外の事項)

本会則に無い事項については、内規及び諸規定で定め、内規規定に記載のない事項については前例、社会通念に準拠し理事会で決める。

第51条(施行期日)

本会則は、平成18年2月17日より施行する。

尚、施行に伴い本連盟内にある同類の規定は全て失効するものとする。

平成18年	2月17日	実施
平成20年	2月15日	改正
平成23年	2月18日	改正
平成26年	2月12日	改正
平成27年	2月13日	改正
平成28年	2月19日	改正
平成29年	2月17日	改正
平成30年	2月16日	改正

会長 沢田正美 印